

地域の活性化を目指した 市民農園・農業体験農園



全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 **全国農業会議所**

目 次

第 1	はじめに	3
第 2	市民農園に関する法律	4
1	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	4
2	市民農園整備促進法	4
3	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	5
第 3	市民農園を開設する場合の要件	6
1	特定農地貸付け	7
2	市民農園施設	9
第 4	特定農地貸付法による市民農園の開設手順	10
1	地方公共団体・農業協同組合が開設する市民農園	10
2	農地を所有する者が自ら開設する市民農園	12
3	企業・NPO 等が開設する市民農園	14
第 5	都市農地貸借法による市民農園の開設手順	16
第 6	市民農園法による市民農園の開設手順	18
第 7	農園利用方式による開設	21
第 8	市民農園と相続税納税猶予制度	23
1	相続税納税猶予制度の対象となる市民農園を 目的とした農地の貸し付け	24
第 9	市民農園の開設と地域農業の振興	27
第 10	市民農園の開設の流れ（例）	28

第 1 はじめに

農地を耕作目的で貸借する場合には農地法の許可が必要です。これは農業経営を行う場合に限り許可されるもので趣味や余暇活動の目的では該当しません。一方で家庭菜園は古くから行われており、昭和 10 年代後半には都市部でも食料不足から空地を利用したイモ・野菜などの栽培がなされていたようです。

その後、高度経済社会が到来する中で農業労働力の不足と遊休化する農地への対策として、非農家の都市住民等（以下、単に「市民等」といいます）に小規模の農地を貸し付ける「市民農園」が自然発生的に誕生・定着していきました。

このような農地利用が農地法違反とならないよう、農林省（現農林水産省）は昭和 50 年に構造改善局長通達「いわゆるレクリエーション農園の取扱いについて」により、農地の貸借とはならない市民参加型の農地利用の範囲と、地方公共団体や農業団体への指導および手続について示しました。

その後も利用者の増加と農地の有効利用の方策として市民農園に対する期待が高まるなか、平成元年（1989 年）に「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」、平成 2 年（1990 年）に「市民農園整備促進法」が制定され、農地を市民農園として利用する法整備がなされました。

本書を通じて市民農園が単なる市民等の娯楽や遊休地の解消としてだけでなく、地域農業の発展と農地の利活用促進に資することができれば幸いです。

第 2 市民農園に関する法律

1 特定農地貸付けに関する 農地法等の特例に関する法律

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下、「特定農地貸付法」と言います）」は、趣味的な利用を目的とした一定の要件に該当する市民等への農地の貸し付けに関して、農地法等に関する特例を措置した法律です。この法律に沿った貸し付けを「特定農地貸付け」と言います。

本法では市民農園の開設主体を次の3つとしています。

- ① 地方公共団体・農業協同組合
- ② 地方公共団体・農業協同組合以外の農地を所有する者
- ③ 地方公共団体・農業協同組合以外の農地を所有しない者
（以下、「企業・NPO等」と言います）

2 市民農園整備促進法

市民農園整備促進法（以下、「市民農園法」と言います）」では、市民農園を「農地利用と施設の総体」と定義し、農地利用は次の2つの方法を示しています。

- ① 上記1に該当する特定農地貸付け
- ② 権利の設定又は移転を伴わない農園利用方式